

お知らせ

日…日時
場…場所
内…内容
対…対象者
定…定員
持…持参品
募…募集期限・期間
申…申込方法・申込先

円…参加費
講…講師
備…ほかの情報
問…問い合わせ先
FAX…ファクス番号
Eメール

**市役所第1（立体）駐車場の
供用開始について**

市役所立体駐車場の完成に伴い、10月1日（火）午前8時30分から供用を開始します。第1（立体）駐車場から市民交流棟・連絡通路を通り、庁舎棟まで繋がります。市役所にお越しの際はご利用ください。

問 新庁舎・文化ホール整備課
28・6022 FAX 28・6057
管理課 28・6167
FAX 28・6173



**木造住宅耐震改修補助事業に
耐震シェルターを追加**

10月から、木造住宅耐震改修補助事業に耐震シェルター設置に対しての補助を追加します。
補助の要件など、詳しくは、お問い合わせください。

問 建築住宅課 28・6183
FAX 28・6189

**軽自動車税に「環境性能割」が
創設されます**

10月1日から従来の自動車取得税（県税）は廃止され、新たに自動車税環境性能割（県税）と、軽自動車税環境性能割（市税）が創設されます。

| | |
|-------|----------------------------|
| 納税義務者 | 三輪以上の軽自動車（新車・中古車）の取得者 |
| 課税標準 | 当該自動車の取得価格（50万円を超えるもの） |
| 税率 | 燃費基準値の達成度に応じて決定し、非課税・1%・2% |

※なお、消費税率引き上げに伴う対応として10月1日～令和2年9月30日までの間に取得した場合、税率が1%軽減されます

※軽自動車税環境性能割は市税です

が、当分の間は県が賦課徴収を行います。これまでの自動車取得税と同様、軽自動車の取得時に申告及び納付を行うってください

問 県中予地方局課税課（運輸支局駐在）
089・957・6621
FAX 089・957・6626

地方祭のごみ収集休業日

地方祭によるごみの収集休業日は左記のとおりです。休業日にはごみを出さないよう、ご協力をお願いします。

川之江・土居・新宮地域

10月14日（月・祝）・15日（火）

市内全域

10月22日（火・祝）・23日（水）

※23日（水）は、クリーンセンターも休業します。ごみの持ち込みはできませんのでご注意ください

問 生活環境課 ごみ減量推進係
28・6015 FAX 28・6059

**四国中央市ブロック塀等
安全対策事業のお知らせ**

ブロック塀などの倒壊による事故を防止するとともに、災害時の避難路などの機能及び安全性を確保するため、市が指定する道路に面した危険ブロック塀などの安全対策工事の費用の一部

を補助します。
補助の要件など、詳しくは、お問い合わせください。

問 建築住宅課 28・6183
FAX 28・6189

**開発行為許可申請手数料を
改正します**

10月1日から一部を改正します。改正される区分と金額は左表のとおりです。※赤文字部分

都市計画法第29条

| 開発区域の面積 | 自己居住用 | 自己業務用 | その他 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 0.6ha 以上 1ha 未満 | 89,000 円 | 120,000 円 | 270,000 円 |
| 3ha 以上 6ha 未満 | 180,000 円 | 280,000 円 | 520,000 円 |
| 6ha 以上 10ha 未満 | 220,000 円 | 350,000 円 | 680,000 円 |

問 都市計画課 28・6231
FAX 28・6189

国保・後期高齢者医療の加入者、福祉医療受給者の方へ

交通事故などで保険証や受給者証を使うときは必ず届け出が必要です。

交通事故など、第三者の行為によってけがをしたり病気になるたりした場合は、加害者が治療費を負担することが原則ですが、すぐに損害賠償されない場合は、「**第三者行為による傷病届**」を届け出ることによって、健康保険や受給者証で治療が受けられます。

届け出をしなかった場合、本来加害者が負担すべき医療費まで被保険者のみなさんが負担することになります。保険料の軽減のためにも、必ず届け出ましょう。

なお、加害者から直接治療費を受け取ったり、届け出前にすでに示談が成立していた場合、健康保険などが使えなくなる可能性があります。また、事案によっては保険診療として扱わない場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

持保険証（受給者証）、認め印（スタンプ印不可）、事故証明書（後日でも可）、個人番号がわかるもの（個人番号カード・通知カードなど）

届け出・問い合わせ先

国保医療課

国民健康保険係 28・6020

後期高齢者医療係・福祉医療係

28・6017 FAX 28・6058

後期高齢者医療保険を使った柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうの正しいかかり方

整骨院や接骨院で、捻挫や打撲などに対して施術を行う専門家が柔道整復師です。施術を受ける際は、後期高齢者医療保険が使える場合と使えない場合がありますのでご注意ください。

整骨院・接骨院（柔道整復）の正しいかかり方

医療保険が使える施術

骨折・脱臼・打撲・ねんざ（肉離れなどを含む）などの場合（骨折及び脱臼の時は、応急手当の場合を除き、医師の同意が必要）

医療保険が使えない場合

○日常生活での疲れや肩こり、腰痛、筋肉疲労

○けがは無いが、気持ちがいいなどの疲労回復や慰安目的

○脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善の見られない長期の治療

○整形外科など、病院で治療中の部位**施術を受ける時の注意点**

○負傷の原因を正しく伝えましょう。

○治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

あんま・マッサージ、はり・きゅうの正しいかかり方

医療保険が使える施術

あんま・マッサージ

筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状がある場合は、はり・きゅう

神経痛・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・五十肩・リウマチ・頸腕症候群

医療保険が使えない場合

○疲れや凝りを取るためや、気持ちがいいなどの疲労回復や慰安目的

○疾病予防のため

施術を受ける時の注意点

○医師の同意が必要です。また継続して治療を受ける場合は、定期的に医師の同意を受けなければなりません。

○往診にかかる費用（往療料）は、歩行不能・歩行困難など、通院ができない特別な事情がある場合に医療保険が使えます（施術所が遠い、交通の便が悪いなどは医療保険の対象となりません）。

問 国保医療課 後期高齢者医療係

28・6017 FAX 28・6058

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある方は、保険料を全額納付した方と比べて受け取る年金額が少なくなりますが、免除などの承認を受けた期間の保険料を後から追納することにより、年金額を増やすことができます。追納できるのは10年以内（例えば平成21年10月分は令和元年10月未まで）

の免除期間に限られます。また、追納には当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せられますので、お早目の追納をお勧めします。

詳しくは、お問い合わせください。

持個人番号がわかるもの（個人番号カード・通知カードなど）、本人確認書類（免許証など）、年金手帳、認め印（スタンプ印不可）

申 新居浜年金事務所・市民窓口センター・各窓口センター

問 新居浜年金事務所

0897・35・1300
市民窓口センター（年金担当）
28・6018 FAX 28・6128

令和元年度後期高齢者歯科口腔健康診査

お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。受診期間中は無料（1回のみ）で受診できますので、この機会に、ぜひ歯科口腔診査を受診してください。

内問診、歯の状態確認、口の中の健診、保健指導

対 愛媛県後期高齢者医療の被保険者

※病院などに6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設や老人ホームなどの施設に入所・入居している方は対象外

申愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話・ファクス・Eメールのいずれかでお申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、実施歯科医院一覧表を郵送します。

※愛媛県後期高齢者医療広域連合が受診をお勧めする方には、クーポン券などを送付しています

受診期間

令和2年2月29日(土)まで

受診方法

クーポン券などが届いたら、事前に電話などで健診実施歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

注意事項

○無料での健診は期間中に1回のみです。重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきます。

○歯科口腔健診は無料ですが、その後治療行為が行われる場合は有料となります。

申問 愛媛県後期高齢者医療広域連合

089・911・7739

FAX 089・911・7735

info@ehime-kouiki.jp

お口の健康教室(予約制・無料)

お口の健康は全身の健康につながります。口腔機能向上について学びませんか。

日 10月31日(木) 13時30分〜15時

場 蕪崎公民館

内お口の健康に関する講話、口腔内診査、ブラッシングや嚥下訓練などの実技指導

対65歳以上の方

定15名程度 ※申込多数の場合は、11月7日(木)に同じ時間・場所で追加実施します

募 10月24日(木)まで

問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX 28・6059

路線バスで産業祭へ行くこう

日 11月16日(土)

行程

川之江方面から(上分経由便)

栄町口8時56分発(上分9時12分発)

↓三島医療センター19時35分着

円310円(栄町口から)

土居方面から

関ノ原8時48分発(豊田9時9分発)

↓三島医療センター19時23分着

円680円(関ノ原から)

対中学生以上の事前申込者で、産業祭に出かける方(先着20名)

募 10月10日(木)〜10月21日(月)

特典 路線バス回数券ほか粗品贈呈

※回数券は、行き運賃支払いには使用できません

申電話で、代表者氏名・電話番号・人数・乗車バス停などをお伝えください

申問 観光交通課 28・6187

FAX 28・6242

松山空港へのアクセスがより便利になります

松山空港の国際線の拡充に合わせて、高速バスによる松山空港へのアクセスがより便利になります。

10/1から松山空港への直通運行開始

高速バス(高知⇄三島川之江 IC ⇄松山)を松山空港まで延伸し、乗り換えなく松山空港まで行けるようになります。

| 松山空港 行き | | 松山空港 発 | |
|----------|------|--------|----------|
| 三島川之江 IC | 松山空港 | 松山空港 | 三島川之江 IC |
| 7:49 | 9:40 | 11:15 | 13:04 |

※10/1〜10/27:木曜・日曜のみ松山空港発着

※10/28以降:月曜・木曜・金曜・日曜に松山空港発着

10/1から都市間高速バスの三島川之江 IC 乗降便が増加

これまでの松山⇄高知・徳島(17便/日)に、松山⇄高松(10便/日)を加え、三島川之江 IC バス停で27便/日の乗降が可能になります。松山市駅、JR松山駅でリムジンバスに乗り換えると、約20分で松山空港まで行くことができます。

伊予三島秋祭り奉祝運行のお知らせ

今年度は港記念公園、三島南中学校での統一寄せは行いません。奉祝運行時は周辺が大変混雑しますので、運転手の皆さまは、迂回のご協力をお願いします。

日 10月22日(火・祝)

場 寒川漁協周辺 13時〜

内 三島・寒川豊岡地区太鼓台19台

場 西参道商店街 18時〜

内 三島地区太鼓台11台

問 観光交通課 28・6187

FAX 28・6242

秋季夜間工事通行止めのお知らせ(三島川之江 IC 上り線入口・出口)

次の期間、工事のため松山自動車道上り線の三島川之江 IC から一般道への流出及び松山自動車道上り線への流入はできません。

ご理解とご協力をお願いします。

日 10月28日(月)〜30日(水)

各日 20時〜翌朝6時

※予備日(荒天の場合など)

10月31日(木) 20時〜翌朝6時

問 西日本高速道路株式会社愛媛高速道路事務所 089・905・0181

FAX 089・905・0185



成人式（合同開催）のお知らせ

日令和2年1月5日（日） 13時～
場しこちゅくホール（市民文化ホール）
※今年度から合同開催（川之江・三島・土居・新宮）となります
対平成11年4月2日から平成12年4月1日に生まれた方
※対象者には11月に、はがきでご案内します。就職や進学などのため市外に住民票がある方で、出席を希望する場合はご連絡ください

問生涯学習課 28・6046
FAX 28・6060

ハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニ販売中

販売期間 10月18日（金）まで

円各1枚300円

抽選日 10月30日（水）

※「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が2種類同時に販売中です。この宝くじの収益金は販売実績に応じて都道府県に交付され、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。購入するときは、県内の売り場で買いましょう

問総務調整課 28・6002
FAX 28・6056

宝くじの助成で コミュニティ設備を整備

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として宝くじの売り上げを財源に地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るためのコミュニティ備品などの整備に対し助成を行っています。
この助成を受けて、左記のとおり祭り用具の整備を行いました。



下天満自治協議会
長 胴太鼓



問地域振興課 28・6014
FAX 28・6057

こみきゃん誕生一周年お祝い イベントを開催します

日 10月20日（日）
場 えひめこどもの城（松山市西野町乙108・1）

内来園者とのふれあいタイム、キャラクター運動会など

※開催時間など、詳しくは、みきゃん公式ホームページをご覧ください（「みきゃんのかんづめ」で検索）

問県広報聴課

089・912・2241
FAX 089・945・4211



「まじめえひめ」プロジェクト 県民インタビュー動画公開

県民性である「まじめ」に着目し、県で展開中の「まじめえひめ」プロジェクトの認知拡大、イメージ定着のため、県民の方々へのインタビュー形式の動画を公開しました。公開本数は、全50本を予定しています。

※毎週金曜追加配信

※詳しくは、まじめえひめ公式ホームページをご覧ください（「まじめえひめ」で検索）

問県まじめ課（プロモーション戦略室）

089・912・2280
FAX 089・921・2002



四国中央市ボランティア 市民活動センター活動発表会

今年度は、しこちゅくホールでボランティアフェスタ2019を開催します。交流会も兼ねて登録ボランティアの発表会を催します。ぜひ、ご参加ください。

日 10月19日（土） 13時～

場 しこちゅくホール（市民文化ホール）

小ホール

問ボランティア市民活動センター
28・6039 FAX 28・6160

認知症予防の健康マージャン 初心者教室開催

日 10月19日～12月7日（毎週土曜日・全8回） 10時～12時 ※2回目などからの参加も可能です

場 JAうま生活文化センター（松柏小学校前）

内健康的で、認知症予防に効果があり、友達作りに最適なゲームです。今回は、専門家による認知症予防の講座も同時に行います。

定30名程度（先着順）

円1回500円（用具使用料）※初回受講時に別途テキスト代2000円が必要

必要

問健康マージャン協議会・四国中央
090・9778・7514（伴野）

2020年版えひめ県民手帳・ 県民ノート好評販売中

毎年ご好評のえひめ県民手帳・県民ノートの販売を開始しました。ぜひご購入ください。

- 県民手帳 600円(税込み)
- 県民ノート 850円(税込み)
- 問愛媛県統計協会(県統計課内)
089・912・2271
- FAX 089・943・2322



犬猫のマイクロチップ 無料装着券を配布します

公益社団法人愛媛県獣医師会から、個体識別用のマイクロチップの無料装着券を応募者の中から選考により20枚配布します。

- ※日本獣医師会へのマイクロチップ登録料1000円が必要となります
- 場市役所市民交流棟1階 ロビー
- 対本市に住民票がある方
- ※犬の場合は、畜犬登録が必要
- 募10月25日(金)～31日(木)
- 問生活環境課 28・6145
- FAX 28・6059

地域猫対策支援事業(無料)

公益社団法人愛媛県獣医師会が、地域住民による地域猫活動の支援事業として避妊手術を実施します。詳しくは、お問い合わせください。

- 対象猫** 生後6か月以上のメスの野良猫
- 実施頭数** 愛媛県下で140頭(申込後、愛媛県獣医師会が選考)
- 不妊手術の開始** 11月中旬ごろ
- 募10月1日(火)～31日(木)
- 申生活環境課 28・6145
- 問愛媛県獣医師会
089・948・5367
- 生活環境課 28・6145
- FAX 28・6059



動物愛護パネル展を開催します

四国中央保健所と市で、動物愛護パネル展を開催します。この機会に動物愛護について関心を深めてみませんか。

- 日10月25日(金)～31日(木)
- 場市役所市民交流棟1階 ロビー
- 問生活環境課 28・6145
- FAX 28・6059

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きによる火災も多発しています

◆野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを野焼きと言います。廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

◆野焼きはなぜいけないの？

野焼きは、発生する煙の悪臭や洗濯物などへの臭い移りなど、周辺の住民のみならず大変迷惑となります。また、燃焼温度が低いため、燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質も発生し、健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

さらに、周辺の住民のみならず火災と間違えて119番に通報するケースや、延焼し火災が発生するケースも起きています。

◆野焼きの例外行為はあるの？

- 国や地方公共団体が施設管理を行うために必要な場合
- 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な場合
- 風俗慣習上、宗教上の行事を行うために必要な場合
- 農業、林業、漁業のためやむを得ず行われる場合(廃ビニールや廃プラスチックなどは禁止)
- たき火その他日常生活で通常行われる場合で軽微なもの(ドラム缶などの使用は禁止)

※右記の場合であっても燃やす量は最小限にとどめてください
※時間帯、周辺の住民、環境などに十分な配慮が必要です

※気象状況により中止をお願いする場合があります

※火災と紛らわしい煙が出る場合は消防署へ届出が必要ですよ

◆市などの対応は？

通報があつた場合は警察、消防、市が現地を確認し、違反している場合には行政指導を行い、ただちに消火をお願いします。また、例外行為の焼却であっても同様に消火をお願いします。

◆罰則はあるの？

野焼きをした個人や法人には、懲役刑若しくは罰金刑または両方が科せられる場合があります。また未遂であっても処罰される場合があります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 問生活環境課 28・6145
- 消防本部 28・9119
- 四国中央警察署 24・0110



権利擁護講演会〜成年後見制度と遺言について学ぼう〜(無料)

病気や認知症により、自分の意思で物事の判断が難しくなった時、大切な財産や安心して生活を送る権利を守るために、成年後見制度や遺言について学びます。どなたでもお気軽にご参加ください。

日10月15日(火) 10時〜11時30分
場松柏公民館(下柏町388)
日10月29日(火) 10時〜11時30分
場関川公民館(土居町上野911-1)

講師 リーガルサポートえひめ支部所属司法書士、社会福祉協議会職員
問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX28・6059

認知症にやさしい地域づくり講演会のご案内(無料)

川之江地域
日11月6日(水) 13時30分〜15時
場川之江ふれあい交流センター1階
大会議室
募10月25日(金) まで

三島地域
日11月29日(金) 13時30分〜15時
場福祉会館4階 多目的ホール
募11月22日(金) まで

土居地域

日12月13日(金) 13時30分〜15時
場ユ一ホール(土居文化会館) 2階
大会議室
募12月6日(金) まで

内「作業療法士による認知症予防に役立つ脳と体の使い方」えひめカンカン体操とは」

定各会場100名(先着順)
持動きやすい服装・飲み物
講 愛媛県作業療法士会
申 問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX28・6059

家族介護者交流事業(無料)

日頃の介護について、一緒にお話を聞いて情報交換しませんか。市内在家で、自宅で介護をしている方ならどなたでも参加できます。

第1回

日11月7日(木) 13時30分〜15時30分
内「介護を学ぼう〜腰をいためない介護術〜」

第2回

日令和2年2月7日(金) 13時30分〜15時30分
内「認知症について〜認知症ケアで悩まないために〜」

場 市役所市民交流棟2階 会議室
定 25名(先着順)
募 10月10日(木)〜10月31日(木)

※どちらか1回のみ受講も可能です
講 金田由美子さん(愛媛県在宅介護研修センター長)

申 問 高齢介護課 高齢者福祉施策係
28・6024 FAX28・6059

認知症サポーターステップアップ講座を開催します(無料)

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。そこからもう一歩進んだ知識を習得し、認知症の人とそのご家族を支える一員として、ステップアップした認知症サポーターとして活動してみませんか。

日10月11日(金) 13時30分〜15時30分
場 市民交流棟2階 会議室

対 認知症サポーター養成講座を受けたことがある方
募 10月10日(木) まで
申 問 高齢介護課 地域包括支援センター
28・6147 FAX28・6059

自衛官等採用説明会



日10月29日(火) 17時30分〜19時30分
場中之庄公民館 第2会議室
内 仕事内容や勤務体系、福利厚生など
※詳しくは、お問い合わせてください
問 自衛隊新居浜出張所
0897・32・5396 (ファクス兼)

10月は里親月間です

さまざまな事情で家族と一緒に暮らすことができない子どもたちがいます。彼らを自らの家庭で愛情と真心を込めて養育していただく里親さんを募集しています。

問 愛媛県東予子ども・女性支援センター
0897・43・3000
FAX0897・43・3004



愛媛労働局からのお知らせ

10月31日(木)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第2期分の納付期限となっています。事業主の皆さまへは、10月18日(金)ごろに納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関で納付をお願いします。

問 愛媛労働局労働保険徴収室
089・935・5202
FAX089・935・5210

募集

生きがい講座ライフデザイン 「楽しい着付け講座（後期）」 受講生募集

日11月6日〜令和2年2月（毎週水曜日・全15回）10時〜11時30分
場 ユーホール（土居文化会館）
定 6名

※応募多数の場合は抽選（未受講者優先）し、応募者全員に結果を通知します
募 10月24日（木）まで
円 1800円（衣紋抜き代を含む）
講 岸 照子さん

※定員に満たない場合は開講しないことがあります。また、日程などを変更する場合があります

申 問 ユーホール（土居文化会館）
28・6353 FAX 28・6388



「四国中央市・みすゞ塾 2020」参加者募集

日 令和2年1月開講（原則月1回）
内 川之江・三島クラス、土居クラスを、
土 曜日または日曜日に市内の公共施設
で 開講する演劇入門講座です。

対 本市・観音寺市・三好市在住の小学生
（来春入学可）から75歳くらいまで
定 各クラス15名程度
募 11月15日（金）まで

申 電話または、座・東京みかんのホー
ム ページからお申し込みください。
円 月額2千円（高校生まで）
月 月額3千円（一般）
発 発表会費1万円

講 田辺国武さん（ふるさとアドバイザー）
【協力】石川洋一さん（ふるさとアド
バイザー）

申 問 四国中央市みすゞ塾事務局
090・6882・3308（池北）
文 化 ・ スポーツ振興課
28・6043 FAX 28・6060



傾聴ボランティア養成講座 受講生募集（無料）

やさしい思いやりの気持ちを育てる
傾聴について一緒に学びませんか。

日 11月18日〜12月23日（毎週月曜日・
全6回）13時〜15時30分
場 市役所市民交流棟2階 会議室
定 20名程度
募 11月11日（月）まで

講 加地初美さん（産業カウンセラー）
申 問 ボランティア市民活動センター
28・6039 FAX 28・6160

市職員採用試験（追加日程） 公務員試験対策不要区分追加!!

令和2年度採用の市職員を追加募集
します。また、新たに公務員試験対策
不要の試験区分（B区分）を設け、人
物重視の選考を行います。

試験日 11月10日（日）

A区分

前期日程と同様の試験内容です。
※令和元年度中に実施済みの本市の採
用試験において、同じ試験区分（第一
次試験）を受験されている方は、受験
できません

B区分

人物評価に重点を置き、教養試験は
公務員試験対策不要の試験です（技術
職は教養試験はありません）。

受付期間

10月1日（火）〜10月28日（月）の
執務時間中（閉庁日を除く8時30分〜
17時15分）に人事課で受け付けます。
なお、郵送の場合は、10月28日（月）
消印有効。

※詳しくは、実施要綱をご確認ください
備 実施要綱、申込書及び受験票は、人
事 課及び各窓口センターでお渡ししま
す。市ホームページからもダウンロード
できます。

申 問 人事課 28・6004
〒799・0497
三 島 宮 川 4 ・ 6 ・ 55
FAX 28・6056

| 職種 | 条件 | A区分 | | | B区分 | | |
|------------------|--------------------------------------|---|------|--|---|-----------|---|
| | | 年齢 | 募集人数 | 試験方法 | 年齢 | 募集人数 | 試験方法 |
| 一般事務職 （上級） | 大学、大学院 など卒業ま たは見込み | 平成24年 4月2日生 以降に 生まれた方 （29歳まで） | 5名程度 | 第1次 教養試験、専門試験（技 術職のみ）、性格検査 第2次 個人面接、プレゼン面 接、作文試験 第3次 個人面接 | 昭和60年 4月2日生 以降に 生まれた方 （34歳まで） | 3名程度 | 第1次 一般事務職：教養試験 （基礎能力、事務能力） 技術職：専門試験 共通：性格検査、自己 PRシート作成、PR面接 第2次 個人面接、作文試験 第3次 個人面接 |
| 技術職 （土木 / 上級） | 大学、大学院 など卒業ま たは見込み | | 3名程度 | | | 各1名 程度 | |
| 技術職 （土木 / 中級） | 短期大学、高 等専門学校、 専修学校卒業 または見込み | | 1名程度 | | | | |
| 技術職 （建築 / 上級） | 大学、大学院 など卒業ま たは見込み | | 2名程度 | | | | |

障がいのある方へ 相談・支援事業

| 内容 | 日時 | 場所 | 問い合わせ先 |
|---|--|--|------------------------------------|
| パソコンワード初級講座 ※要事前申し込み | 10/11 (金)・10/18 (金)・ 10/25 (金) 10:00 ~ 12:00 | 市役所市民交流棟 1階 多目的室 | 障がいピアサポートセンター 24-0439 |
| 県委託療育等支援事業 (講師派遣など) | 随時 | 支援の必要な方や家族が 関わる保育園・幼稚園・ 学校・事業所など | 澄心そうだんさぼーと 22-3311 (鈴木・ファクス兼用) |
| 障がい者の就労相談・支援、 事業所からの雇用相談 ※来所による相談は要予約 | 月～金曜日 9:00 ~ 17:30 | サンハイツ三島中央 1階 (三島中央 3-13-12) | ジョブあしすと UMA 23-6558 FAX 22-4558 |

障がいのある方へ

車椅子利用者列車体験

日10月26日(土) 10時〜
市内内の最寄り駅から新居浜駅まで、
車椅子で乗車体験を行います。

対車椅子利用者

※身体的な介助が必要な方は、介助者
とご参加ください

定3名(要申し込み)

円屋食代のみ実費負担

申問障がいピアサポートセンター

24・0439

相談

ネットでの旅行予約は 契約条件を確認して！

最近ではインターネットの旅行予約
サイトを利用し、ホテルや航空券など
を予約購入する方が増えていきます。し
かし、いつでも手軽に予約出来る反面、
対面で説明を受けることが出来ないた
め、契約条件などについて消費者自身
で十分確認する必要があります。

相談事例

○インターネットで航空券を申し込ん
だが行けなくなった。キャンセルを
したいが電話もつながらず、メール

を送っても返信が来ない。

○インターネットで4か月先のホテル
を予約したが行けなくなったので翌
日キャンセルしたら、高額な解約料
を請求された。

アドバイス

○利用規約などをよく読み、予約内容
やキャンセル、変更などの契約条件
を申し込みの前によく確認しましよ
う。

○サイト運営事業者の基礎情報(名称、
住所、代表者名、日本の旅行業登録
の有無など)や顧客対応窓口への問
い合わせ手段を確認しておきましょ
う。海外業者が運営するサイトの場
合は、日本語対応の可否なども調べ
ておきましょう。

○申込時や予約後は、予約内容をよく
確認することが大切です。不測の事
態に備え画面を印刷し、精算が完
了し旅行が終わるまで保管しましよ
う。
○困ったことやトラブルが生じた場合
は左記の相談窓口までご相談くださ
い。

困ったときは「ピット」相談！

消費生活に関する相談窓口

市民くらしの相談課 28・6143

FAX 28・6149

愛媛県消費生活センター

089・925・3700

消費者ホットライン

188

不動産無料相談(要予約)

日10月10日(木) 13時〜17時

場宇摩建設会館3階(三島宮川)

申相談日前日までの13時〜17時に電話

予約(土・日曜日を除く)

申問愛媛県宅地建物取引業協会四国中

央地区連絡協議会 24・2235

FAX 24・2236

行政書士による無料相談会

日10月30日(水) 10時〜15時

場川之江文化センター3階 第1講義室

内相続、遺言、農地や山林の活用、建

設業許可、会社や法人の設立、離婚、

クーリングオフなど

問愛媛県行政書士会四国中央支部

23・0963

FAX 23・0967

無料特許・商標相談(要予約)

日11月11日(月) 13時〜16時

場四国中央商工会議所(旧川之江保健

センター(金生町下分789・1))

申相談日の5日前までに電話予約

申問四国中央商工会議所 特許相談係

58・3530 FAX 58・6294



10月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話でお問い合わせください。

| 法律相談 ※相談日前日 17:15 までに要予約 (土・日・祝日は予約不可) | | |
|--|----------------|-------------------------------------|
| 10/ 1 (火) 13:00 ~ 16:00 | 川之江文化センター 1階 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |
| 10/10 (木) 9:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 102 会議室 | |
| 10/15 (火) 13:00 ~ 16:00 | 川之江文化センター 1階 | |
| 10/18 (金) 9:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 102 会議室 | |
| 10/23 (水) 13:30 ~ 15:30 | 土居窓口センター 1階 | |
| 11/ 5 (火) 13:00 ~ 16:00 | 川之江文化センター 1階 | |
| 11/ 8 (金) 9:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 102 会議室 | |

| 司法書士相談 ※相談日前日 17:15 までに要予約 (土・日・祝日は予約不可) | | |
|--|--------------------|-------------------------------------|
| 10/ 4 (金) 9:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 101・102 会議室 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |
| 10/ 9 (水) 13:00 ~ 16:00 | 川之江文化センター 1階 | |
| 11/ 5 (火) 9:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 101・102 会議室 | |
| 11/13 (水) 13:00 ~ 16:00 | 川之江文化センター 1階 | |

| 人権相談 | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|
| 10/ 7 (月) 13:00 ~ 15:00 | 川之江文化センター 4階 | 人権施策課 28-6073 FAX 28-6173 |
| 10/ 9 (水) 10:00 ~ 12:00 | 新宮公民館 1階 研修室 | |
| 11/18 (月) 10:00 ~ 12:00 | 土居福祉センター 1階 | |
| 年中 (土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 松山地方事務局四国中央支局 23-2407 FAX 23-2496 | |

| 年金出張相談 ※要予約 | | |
|----------------------------|--------------|------------------------------|
| 10/10 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | 川之江文化センター 4階 | 新居浜 年金事務所 0897-35-1445 |
| 10/24 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | | |
| 11/ 7 (木) 10:00 ~ 14:30 受付 | | |

| 行政相談 ※10月7日(月) ~ 13日(日)は行政相談週間です | | |
|----------------------------------|----------------|---------------------------------|
| 10/ 1 (火) 10:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 102 会議室 | 総務調整課 28-6002 FAX 28-6056 |
| 10/ 7 (月) 9:00 ~ 15:00 | 土居窓口センター 1階 | |
| 10/ 7 (月) 10:00 ~ 15:00 | 市役所 1階 102 会議室 | |
| 10/ 8 (火) 13:30 ~ 15:30 | 川之江文化センター 2階 | |
| 10/ 9 (水) 10:00 ~ 12:00 | 新宮公民館 1階 研修室 | |
| 10/21 (月) 10:00 ~ 12:00 | 市役所 1階 102 会議室 | |
| 11/ 5 (火) 10:00 ~ 12:00 | 市役所 2階 202 会議室 | |
| 11/11 (月) 9:00 ~ 12:00 | 土居窓口センター 1階 | |
| 11/11 (月) 10:00 ~ 12:00 | 新宮公民館 1階 研修室 | |

| 一般・消費・DV相談 (相談窓口) | | |
|-------------------------------------|--------------|-------------------------------------|
| 10/ 1 (火) 9:30 ~ 11:30 | 新宮公民館 1階 研修室 | 市民くらしの相談課 28-6143 FAX 28-6149 |
| 10/ 3 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 10/ 8 (火) 9:00 ~ 11:30 | 土居窓口センター 1階 | |
| 10/10 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 10/17 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 10/24 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 10/31 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 11/ 5 (火) 9:30 ~ 11:30 | 新宮公民館 1階 研修室 | |
| 11/ 7 (木) 9:00 ~ 11:30 | 川之江文化センター 1階 | |
| 年中 (土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 市民くらしの相談課 | |

| 暴力団相談 | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 年中 (土・日・祝日・年末年始を除く) 8:30 ~ 17:15 | 愛媛県暴力追放推進センター 089-932-1893 FAX 089-932-8930 | |

もの忘れチェック体験 (無料)

心配なものの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。一人5分程度で簡単にできます!

| 日時 | 場所 |
|---------------------------|----------|
| 10/8 (火) 13:30 ~ 15:00 | 土居窓口センター |
| 11/6 (水) 13:30 ~ 15:00 | 高齢介護課 |

問 高齢介護課 地域包括支援センター
28-6147 FAX 28-6059

東予若者サポートステーション 出張相談 (無料・要予約)

日 10/7 (月)・10/21 (月)・11/11 (月)
13:00 ~ 17:00

場 ハローワーク四国中央 1階
相談室

対 就職にお悩みの15歳~39歳の方
またはその保護者

定 一人1時間の相談で1日4名まで

申 問 東予若者サポートステーション
0897-32-2181 FAX 0897-32-2182
(新居浜市繁本町 8-65)

ミニクラブ (無料)

日 毎週火曜日 13:00 ~ 14:00

場 川之江ふれあい交流センター

日 毎週金曜日 13:00 ~ 14:00

場 みしま児童センター

内 発達や発育に心配がある未就園のお子さんと保護者を対象とした、小集団あそびと相談のひろばです。利用を希望される方は、お問い合わせください。

申 問 発達支援課 28-6029

FAX 28-6030

今月の納期

市県民税 3期分
国民健康保険料 4期分
後期高齢者医療保険料 4期分
介護保険料 4期分
保育所・
認定こども園使用料 10月分
市営住宅使用料 10月分
市営住宅駐車場使用料 10月分
※納期限 10月31日(木)

水道料金 9月分
下水道使用料 9月分
※納期限 10月10日(木)



川之江図書館 28-6256
三島図書館 28-6053
土居図書館 28-6354
おやこ図書館 28-6258

紙のまち図書館 検索

イベント情報

**市内図書館・郷土資料館
共通イベント**

**ふるさと写真展〜令和につながる
1枚の写真〜 ※無料**
日10月1日(火)〜令和2年1月26日(日)
備図書館と郷土資料館で巡回展示を行います。詳しくは、各館にお問い合わせください。

川之江図書館

子ども映画会 ※無料
日10月12日(土) 14時〜14時30分
内「ルルロロ」「ぶんぶくちやがま」
映画会(一般向け) ※無料
日10月17日(木) 10時〜12時5分
内「ブラックレイン」(洋画・吹き替え)

三島図書館

**絵本作家 鈴木まもる講演会
※要予約・無料**
日11月17日(日) 13時30分〜15時30分
対小学生〜一般
定60名
募10月15日(火) 9時〜

土居図書館

図書リサイクル市
日10月19日(土)・20日(日)
9時〜17時

おはなし会

川之江図書館

おはなしチャチャチャ(幼児)
日10月26日(土) 14時〜

三島図書館

おはなし☆らっこ(乳児)
日10月19日(土) 10時〜

土居図書館

ドーナツのおはなし会(幼児)
日10月12日(土) 10時〜

おやこ図書館

おやこでおはなし会(乳幼児)
日10月12日(土) 10時30分〜

そのほかのおはなし会の日程などは、紙のまち図書館ホームページ、または各図書館にお問い合わせください！

10月の休館日

川之江図書館
毎週月曜日・31(木)
おやこ図書館
毎週月曜日・
22(火・祝)・31(木)
三島図書館
毎週月曜日・31(木)
10/1(火)〜10/10(木)
※特別整理期間のため
土居図書館
毎週月曜日・
15(火)・23(水)・31(木)

じんげん広場

高齢者の人権

日本における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景に、社会の高齢化は極めて急速に進んでいます。こうした中、高齢者の尊厳が確保され、安心して生き生きと暮らせる社会を築いていくことが望まれています。しかしながら、疾病などのために介護を必要としている高齢者に対し、介護者が虐待を加えるなど高齢者をめぐる深刻な人権問題が増えてきています。

高齢者に対する虐待は、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「介護・世話の放棄、放任(ネグレクト)」「経済的虐待」があり、これらが複合的に存在することもあります。

虐待と聞くと身体的虐待をイメージしがちですが、本人の意思に反して、心身にダメージを与え、人としての尊厳を傷つける行為はすべて虐待と言えるのです。虐待の要因はさまざまですが、介護の負担やストレスで精神的に追い詰められるケースが多く、認知症患者や寝たきりなどの場合は、会話自体もままならないため、虐待が表面化しにくいという特徴があります。

こうした問題を防ぐためには、適切なサービスの利用や悩みを抱え込まずに相談することにより、負担軽減を図るなどの工夫も重要です。そして認知症や高齢者に対し、正しい理解を深め、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。

人は誰でも、年齢を重ねると身体面や精神面で衰えが生じます。誰も

がみな、やがては介護や支援が必要となることを理解し、自らの問題として捉えることが重要です。高齢者が安心して生きていける社会は、全ての人たちにとっても幸せな社会なのです。

2019人権のつどい

交流ブース出展者・人権標語募集

市民一人ひとりが人権意識を高め、全ての市民がお互いの人権を尊重し、差別の無い、明るい、幸せな暮らしの実現を目的に開催します。

日11月24日(日) 13時〜16時30分
場福祉会館4階 多目的ホール

交流ブース出展者募集

対人権のつどいの目的に沿った活動をしている、または賛同する個人または団体

定3ブース

(1ブース 幅2.5m×奥行2.5m程度)

募11月1日(金)まで

人権標語募集

募11月8日(金)まで

申標語、氏名、年齢、住所、電話番号を明記のうえ、郵送・Eメール・ファクスのいずれかで応募してください(様式自由)。

申問人権施策課 28・6073

FAX 28・6173

〒799-0497 三島宮川4・6・55

jinakensesaku@city.shikokuchuo.ohime.jp